

## 短期入所に係る障害児支援区分の適用方法について

	障害児通所給付（５領域 ２０項目）	介護給付（５領域 １１項目）
区分 3	「１．健康・生活の（１）～（３）」及び「２．感覚・運動の（９）」の４項目のうち判断項目④が３項目以上 又は ５領域 １１項目の⑤の項目と関連性を示す各項目のうち判断項目④（※）が１項目以上 ※ 判断項目が３項目しかない場合には③	①～④の項目のうち「全介助」が３項目以上  又は ⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が１項目以上
区分 2	「１．健康・生活の（１）～（３）」及び「２．感覚・運動の（９）」の４項目のうち判断項目③若しくは④が３項目以上 又は ５領域 １１項目の⑤の項目と関連性を示す各項目のうち判断項目③（※）が１項目以上 ※ 判断項目が３項目しかない場合には②	①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が３項目以上 又は ⑤の項目のうち「週に１回以上」が１項目以上
区分 1	区分 3 又は 2 に該当しない児童で、「１．健康・生活の（１）～（３）」及び「２．感覚・運動の（９）」の４項目のうち判断項目③又は④が１項目以上	区分 3 又は 2 に該当しない児童で、①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が１項目以上